

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構  
令和7年度第3回理事会 議事録

1.日時：令和7年9月12日（金）10時30分～12時02分

2.開催方式：対面会議とZoomミーティングのハイブリッド開催

会場：航空会館ビジネスフォーラム 506号室

東京都港区新橋1-18-1 航空会館 TEL 03-6811-7017

<https://us06web.zoom.us/j/82816179998?pwd=P7qUsMKmMZFsdRQYDIEkQlPb4bQ0Y.1>

ミーティングID 828 1617 9998 パスコード 437235

3.出席者：

(理事) 赤池昭紀\*、乾 英夫、奥田真弘\*、久保田理恵\*、崔 吉道\* (10:35入室)、  
武田泰生、俵木登美子\*、狭間研至\* (11:32退室)、吉田易範、和田光弘\*、  
林 昌洋、本間真人、安原真人、

(監事) 望月真弓

(顧問) 吉田武美

(来賓) 大原 拓\* 厚生労働省医薬局総務課薬事企画官

(事務局) 松本宜明 事務局長、渡邊真知子 事務局長補佐、田中美香、安藤久仁恵、  
鈴木春美、

4.議案：

審議事項

- (1) 第1号議案 G27 大阪医科薬科大学薬学部の認証更新に関する件
- (2) 第2号議案 R6-0 大阪府薬剤師会生涯研修認定制度の新規認証申請に関する件

5.報告事項：

- (1) 令和7年度薬事足臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業について
- (2) 代表理事及び業務執行理事（認証担当、総務担当）の業務報告について
- (3) その他

6.事前配布資料：

- (1) 第1号議案資料 G27 大阪医科薬科大学薬学部の認証更新申請に関する評価結果総括報告書他
- (2) 第2号議案資料 R6-01 大阪府薬剤師会生涯研修認定制度の新規認証申請に関する評価結果総括報告書他
- (3) 報告事項① 薬剤師キャリア形成調査検討会委員名簿
- (4) 報告事項② 令和6・7年度 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

7.議事概要

総務担当理事が開会を告げ、本日の出席者について各理事を点呼により確認し、理事総数 15 名中 13 名が出席し定款第 30 条に基づく過半数に達しており理事会は成立していることを告げた。望月監事、吉田顧問が出席であり、青野理事、岩月理事から欠席の連絡があったことを報告した。また、厚生労働省医薬局総務課の大原薬事企画官が来賓として出席されていることを紹介した。

開会に当たり、安原代表理事より、FIPCopenhagen2025 において Independent Prescriber としての薬剤師職能拡大が 40 か国を超える広がりを見せており印象的であったことが紹介され、理事会出席への謝意表明があり、第 1 号、第 2 号議案を審議頂くことについて挨拶があった。

次いで、来賓の大原薬事企画官より、5 月 21 日に改正薬機法が公布されたが、様々な改正事項が含まれており、今後順次施行される中で、薬剤師が各業態の中で多様な役割を果たしていくためには専門性を高めていく必要があると考えており、その質向上のために CPC の役割は大きいとの挨拶があった。

総務担当理事が事前配付資料の確認を行ったのち、理事会規程第 5 条第 3 項に基づき代表理事が議長となり議事を進めた。Zoom による web 会議であることから、事前配布資料を共有画面に示しながら説明及び審議を進めた。

#### 《審議事項》

##### (1) 第 1 号議案 G27 大阪医科薬科大学薬学部の認証更新に関する件

認証担当理事より、第 1 号議案関連資料を用いて G27 大阪医科薬科大学薬学部の認証更新(1 回目)について、更新申請の審査経過と G27 の認証更新を承認したいとの認定制度委員会の評価結果が説明された。

各理事より次のような意見があった。

- 受講者数が少なく運営の苦勞がうかがわれる。広報を充実させるなど受講者増に取り組んでほしい。
- 同地域のプロバイダーの視点で、G27 は認知度があり交通の便が良い立地で、ポータルサイトによる広報を実施しているにも関わらず、参加者数が伸びないことは課題と考えられる。CPC 認証が診療報酬に関連することもあり無料研修が存在する中、効率的で負担の少ない受講を目指す動きがあり検討が必要と考えている。知識と技能が習得できるコンテンツを擁しているプロバイダーと受講者の認識のギャップがあることも課題であり参加者増に関しては苦勞が多い。
- 既に取り組まれているメールによる案内を拡充させることにより参加者増に取り組まれない。

監事より、認証担当委員選定にあたり COI の管理法と、今回 7 名の認証委員を指名し 6 名の委員が評価にあたった経緯について質問があった。

認証コーディネータより、認証担当委員選定時に COI に配慮して指名していること、担当委員に COI の申告を求めていることが回答され、今回 1 名の評価結果が得られな

かった経緯が説明された。加えて、総務担当理事より、今回の評価体制について事務局においても検討し、委員長が病院所属であり病院2名・大学2名・薬局2名の複数名の評価体制が確保されていることから評価の質に問題を生じないと判断し委員長と協議したことが説明された。今後、委員指名と評価結果取得に関して規定を整備することが報告された。

議長から、G27の認証更新について謀ったところ、全員異議なく承認された。

## (2) 第2号議案 R6-01 大阪府薬剤師会生涯研修認定制度の新規認証申請関連

議長から、審議事項に関わる者として乾委員が退席したことが報告された。

認証担当理事より、第2号議案関連資料を用いて R6-01 大阪府薬剤師会生涯研修認定制度の新規認証申請について審査内容が説明された。R6-01 実施要項第12条において、初回認定に必要な単位として4年以内に40単位とし半数以上が本会主催の単位でありシラバスⅠ～Ⅲ各領域で1単位以上取得と定めている。なお、特例として R6-01 運用開始後3年間は、本会発行研修単位は3単位以上と定めていることが紹介された。R6-01の認証申請を承認したいとの認定制度委員会の評価結果が説明された。

認証コーディネータより、当初の申請書では他のプロバイダーにおいて取得した単位を全面的に認める記載があったが、従前の理事会指摘をふまえて、審査の段階で助言し認証担当理事が紹介した実施要項記載に至ったことが補足説明された。

理事より、プロバイダー増加に伴い受講者が分散し他のプロバイダー単位受け入れが生じることは理解できるが、他のプロバイダー単位の無制限受け入れが増加することはCPCとして管理すべき課題であるとの発言があった。

総務担当理事より、新型コロナウイルス感染流行下において薬剤師の研修機会担保目的で、他のCPC認証プロバイダーの研修単位受け入れ拡大を容認した経緯があったが、過去の理事会において報告している様に新型コロナウイルス感染流行終息後は各プロバイダーが養成を目指す薬剤師像に合わせた研修の提供と受講を基本として、他のプロバイダー単位に制限を設けるよう助言してきている。CPC認証プロバイダーの研修の質が均一であり研修単位の相互受け入れを可能としている原則が拡大解釈に繋がらないよう対応していることが説明された。

認証担当理事より、プロバイダーとして養成目標とする薬剤師像に合わせた研修内容が基本であり、本案件では他のプロバイダー単位の無制限受け入れは望ましくないことを委員から申請者に伝えてシラバスⅠ～Ⅲ各領域で1単位以上を定めること、認定申請に必要な研修単位の大半を他のプロバイダー単位として認めるのは経過措置とすることを確認し審査したことが報告された。

理事より、R6-01は14名の委員が評価したことについて質問があり、認証コーディネータより、R6-01の評価付託日が本年1月であったことから、旧審査体制規定に基づき新規申請評価委員15名に審査を依頼し、COIに関連し辞退した1名を除く14名が

審査にあたったことが説明された。

理事より、実施要項第 13 条について記載整備の指摘があった。加えて、CPC が認証するプロバイダーの認証の質が均質であることを CPC としてどのように検証していくかが重要との発言があった。シラバスを定めて各領域の研修単位取得を定めることは良いが、他のプロバイダーにて取得した研修単位がどの様に影響するのか、偏りのない研修領域を網羅し、かかりつけ薬剤師としての質の確保が得られるよう CPC として運営する必要があるとの発言があった。

監事より、シラバス I～III 領域の各研修単位取得を定めていることは、R6-01 としてかかりつけ薬剤師機能、健康増進を担う薬剤師像を目指す中で重要と受け止めるが、シラバス II の医療薬学知識と技能の範囲が広い印象がある。この中から 1 単位以上という規定で認定の趣旨に沿うのか疑問が残る。薬学教育にコアカリがあるように、他のプロバイダーの研修運営にも資するよう生涯学習の質の担保のためのシラバス等のあり方について検討いただきたいとの発言があった。

代表理事より、例えば日本病院薬剤師会や日本薬剤師会が生涯学習認定制度において到達目標を示しているように、CPC 認証を取得したプロバイダーにおいてシラバスを整備していくことは課題として認識している。一方、地域に根差したプロバイダー育成にあたり、医療計画において都道府県ごとに地域医療計画が策定される様に地域に根差した薬剤師像のあり方があってしかるべきと考えている。全国共通の薬剤師の質保証と、地域の特性に対応しうる薬剤師の質保証の両立が必要と考えていることが説明された。

理事より、R6-01 のように行政と連携しうるプロバイダーの誕生は望ましいと考えること、プロバイダーの増加は各プロバイダーにとって受講生確保の課題となりうること、シラバスを定めた研修認証は斬新で評価できるとの発言があった。

理事より、各プロバイダーが養成すべき薬剤師像を目指して、どの程度の数と内容の研修を提供しているのか審査にあたって評価しているか確認があった。

認証担当理事より R6-01 に関しては提出資料の範囲になるが、毎年実施するフォローアップ調査の中で各プロバイダーの研修実施状況を調査しており R6-01 の研修実施状況は既認定済みプロバイダーに引けを取らないこと、所属会員数に照らして十分継続可能な研修会を実施している状況と認識しているとの説明があった。

議長から、R6-01 の認証申請について謀ったところ、全員異議なく承認された。

理事より、薬学教育にコアカリがあるように卒後研修におけるコアとなるものを CPC として用意し、各プロバイダーがシラバスを作成する体制整備について質問があった。

代表理事より、CPC ではビジョン委員会を設置し 10 年・20 年後の薬剤師のあり方を議論して頂いている。この中で薬剤師職能の 4 本柱が定まってきており、卒後研修におけるコアとなるものを CPC として用意していく過程であることが説明された。

第2号議案の審議を終え乾理事の着席後に、議長が議事を再開した。

#### 《報告事項》

(1) 令和7年度薬事足臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業について

代表理事より、標記調査検討事業としてCPCが受託した「卒後から生涯研修を通じたキャリア形成に係る調査検討」に関して、報告事項(1)資料に示した委員からなる薬剤師キャリア形成調査検討会を設置し、事務局体制として渡邊事務局長補佐が主担当となり、9月17日に第1回検討会を開催することが報告された。

なお、本事業受託にあたり今年度補正予算編成について理事会報告したが、本事業費が年度終了後に清算されることが分かり別途対応を進めることが説明された。

(2) 代表理事及び業務執行理事(認証担当、総務担当)の業務報告について

代表理事より、報告事項(2)資料に基づき代表理事及び業務執行理事(認証担当、総務担当)の業務報告について説明があった。

(3) その他

① 代表理事より、厚生労働科学研究(研究代表者益山光一東京薬科大学教授)において専門薬剤師制度の制度設計をまとめており、質の担保に向けて第三者評価機関を設置して制度の認証と専門薬剤師の認証を行う議論が進んでおり、CPCがどのような役割を果たすことが出来るか班会議並びに厚生労働省の要請に応じて検討を進めたいとの報告があった。

② 代表理事の指名で、田中コーディネータより令和7年度フォローアップ調査の準備進捗状況が報告された。9月中旬にgoogle formを用いて実施予定であり、例年通りの調査項目に加えて、改定された「評価基準チェックリスト」及び「認証の指針」への対応状況、e-learningの取り扱いに関して、他プロバイダー単位受け入れ制限について調査することが報告された。

③ 代表理事より、法務局へ届け出て役員登記が完了したことが報告された。これを受けて内閣府公益法人部門へ役員変更の届出をしたことが報告された。

総務担当理事より、次回理事会は12月9日(火)に開催予定であることが告げられた。

## 7. 閉会

以上の議事を終え、12時02分に対面とZoomミーティングのハイブリッド会議を閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第 31 条第 2 項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和 7 年 9 月 12 日

代表理事 \_\_\_\_\_ 印

監 事 \_\_\_\_\_ 印